平成２７年（フ）第６１８号
静岡県牧之原市静波１番地２　フォーブル静波102、旧住所静岡県牧之原市静波1227番地１
破産者　松浦　有子
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７４号
静岡市清水区桜が丘町11番24号
破産者　島野　友和
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７１号
名古屋市東区泉２丁目４番３号　ライジング泉302、住民票上の住所名古屋市東区泉３丁目25番４号
破産者　多喜　夕夏
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７６号
愛知県海部郡蟹江町大字須成字乗田1923番地２　丸美ロイヤル蟹江501号
破産者　濱田　憲司
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４６５号
名古屋市中区新栄１丁目43番５号　リベラル６Ｃ号
破産者　服部　一生
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８９号
神戸市東灘区西岡本５丁目10番28号サテライト本山141　Ｈ号
破産者　宮田小百合
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７号
和歌山市中之島783番地　藤村マンション401号
破産者　ＤＡＢＥＲＩＢＡＲことダベリバーことダベリバこと　屋敷　真惟
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３９７号
大分県別府市大字鶴見4546番地の354
破産者　一木　英司
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３７号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目49番10号
破産者　成松　京子
１　決定年月日　平成28年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２７号
北海道旭川市神楽岡15条３丁目１番６号
破産者　栢木　信春
１　決定年月日　平成28年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０２号
秋田県横手市増田町増田字中町81番地１、従前の住所仙台市泉区永和台24番１号
破産者　山中　　弘
１　決定年月日　平成28年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
秋田県大館市比内町笹館字水無75番地、前住所秋田県大館市比内町片貝字伊勢堂東17番地２
破産者　田畑　正美
１　決定年月日　平成28年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第４９号
秋田県北秋田市小又字下川原94番地
破産者　森川　金久
１　決定年月日　平成28年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第７号
秋田県大仙市大曲丸の内町11番７号
破産者　秋山　　幸
１　決定年月日　平成28年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第２０８号
神奈川県海老名市上郷１丁目６番９－203号
破産者　苅部　洋平
１　決定年月日　平成28年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５号
長野県松本市県３－９－１、住民票上の住所長野県松本市両島４番15号　サスカノビル２ＦＣ号
破産者　五十嵐昌樹
１　決定年月日　平成28年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４３号
香川県綾歌郡宇多津町浜二番丁19－８　セジュール21　Ａ棟206号、旧住所香川県仲多度郡琴平町611
破産者　浅田　知也
１　決定年月日　平成28年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部